



安心して働ける信州のために

Hello! こもろーき通信

2026

7

No.52

建設業で死亡災害が連続発生！ 特別警報発令中！

管内の建設業では「墜落・転落」「はさまれ・まきこまれ」「転倒」がTOP3！

1位タイ 墜落・転落

墜落・転落災害は、2メートル未満の高さでも発生し、長期の休業、時には死亡災害に至るケースもあります。「この高さなら大丈夫」という思い込みをなくし、危険を正しく認識することが重要です。

足場の設置時には、元請と足場組立業者が事前に十分に打ち合わせ、安全な足場を組立てください。本足場の設置を基本とし、手すりや中さんなど墜落防止措置を確実に講じることが重要です。また、組立後や使用前の点検を徹底し、作業床や昇降設備の安全を確認したうえで作業を行う必要があります。

短時間の作業でも重機やトラックのステップ以外の箇所からよじ登るのは非常に危険です。まずは、「そこは足を掛けてよい場所なのか？」を確認し、安全に昇降してください。トラック荷台への昇降は、昇降設備を使用するとともに、三点確保（手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保する）を実行してください。さらに、トラック荷台からの墜落が多く発生していることから、荷締め等は、できる限り地上からの作業としてください。

また、脚立作業については、墜落時保護用の保護帽を着用した上で、天板に乗る・座る・またがった作業及び不安定な場所に脚立を設置することは止めましょう。

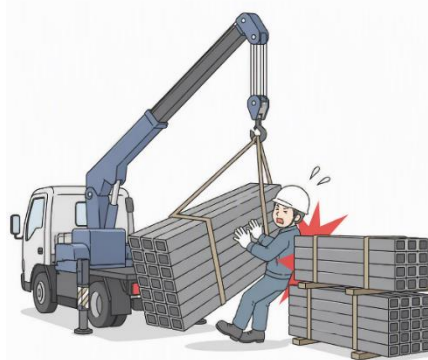


1位タイ はさまれ・まきこまれ

動力機械の清掃や点検などの非定常作業で、機械の運転を停止せず、回転部や稼働部に手や衣服が巻き込まれるケースがあります。必ず機械の運転を停止し、不意の起動を防止したうえで作業を行ってください。

クレーンでつり上げた荷とともに移動中、荷ぶれにより、資材や構造物との間にはさまれる災害が発生しています。つり荷は、強風や急な走行・横行操作で予想以上に振れることがあります。荷ぶれを抑えるためには介錯ロープを活用し、つり荷との安全な距離を確保しましょう。また、荷の重心を見誤ったり、玉掛けの不備により、荷が落下する事故も発生しています。玉掛け作業は必ず有資格者が行い、つり上げ前には地切りを実施して荷のバランスや玉掛け状態に異常がないことを確認しましょう。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、使用する機械や作業内容に応じて、事前に危険範囲をしっかりと把握し、重機と作業者とが接触しないような作業計画を定めて、当該作業計画により作業を行うようにしてください。また、作業計画は関係者に周知してください。



2位 転倒

建設業に限った話ではありませんが、特に現場では「つまずき」災害が多く、通路の電気コードやわずかな段差などにつまずき、転倒する事例があります。

特に、物を持っている際に、段差や障害物に気付かず、つまずくケースもあります。荷物で足元が見えない状態や、通路が雑然としている状態では、少しの段差でも転倒につながります。さらに、雨天後のぬかるみや鉄板上の水たまりなども転倒リスクを高めます。

転倒災害を防ぐため、5Sを徹底し、動線に物を放置しないようにするとともに、資材運搬時には視界を確保できる量とし、移動前に経路の安全を確認する習慣をつけましょう。

危険箇所を作らないこと、危険箇所を見つけたらそのままにしないことが、転倒災害の防止につながります。現場全員で安全に作業できる環境を維持し、転倒災害ゼロを目指しましょう。

「着替え時間」「移動時間」それって労働時間？

労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいいます。また、「使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間」は労働時間に該当します。

——「研修・教育訓練」の取扱い

業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、労働時間に該当しません。

・労働時間に該当する事例

- ①レポート提出が必須等、実質的な業務指示で参加する研修。
- ②参加しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

——「仮眠・待機時間」の取扱い

仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。

——「労働時間の前後の時間」の取扱い

- ・更衣時間は、制服や作業着の着用が任意の場合、自宅からの着用を認めている場合等には該当しません。
- ・渋滞回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていない場合等には該当しません。

——「直行直帰・出張に伴う移動時間」の取扱い

移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

・労働時間に該当しない事例

- ①自宅から取引先に直行する場合の移動時間
- ②遠方へ出張のため、前泊する場合の休日の移動時間



Pick UP!

その洗剤、本当に安全に使えてる？

「化学物質のリスクアセスメント？ うち関係ないな」、そんなことはありません。飲食店・ホテルでも、洗剤、漂白剤、消毒液など多くの薬剤を使用しています。実は、中毒や健康障害は、身近な職場でも発生しているんです。

「いつも使っているから大丈夫」ではなく、まずは製品ラベルや SDS（安全データシート）を確認し、危険性や正しい取扱方法を確認しましょう。

化学物質管理に関する相談窓口
（委託事業）



「早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）」は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用の拡大及び賃金上昇に取り組む事業主に対して助成する制度です。

助成額は、要件を満たした中途採用者一人につき20万円です。さらに、一定の成長性が認められる事業主については、一人につき10万円が加算されます。

助成金の支給を受けるためには、中途採用計画を作成し、計画開始日の前日までに労働局へ提出する必要があります。また、計画期間中に対象となる中途採用者を雇入れ、中途採用率を一定以上向上させることや、中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させることなどの要件があります。

中途採用の拡大や賃金向上に取り組む事業主の皆さまは、ぜひ本助成金をご活用ください。制度の詳細については「早期再就職支援等助成金ガイドブック」をご確認ください。

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

今月号 関連リンク



建設業における
労働災害防止



「研修・教育訓練」に関する
労働時間の考え方について



早期再就職支援等
助成金ガイドブック

～編集後記～

4月に入社された方も、そろそろ「慣れてきて」、仕事を「任される」時期です。

頑張りすぎないように+慣れた頃が「安全」と「健康」管理に特に注意。

7月は「土用の丑の日」があります。鰻を食べるかは好みですが、各自それぞれ“酷暑”に備え、「夏休み」を楽しみに、日頃の業務に務めましょう。